

「後見制度支援預金」の取扱い開始について

平素は格別なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

当千葉県下 3 信用組合は、平成 30 年 4 月 2 日(月)より「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。「後見制度支援預金」は、後見制度(成年後見及び未成年後見)をご利用の方の預貯金のうち、日常的に支払いに使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための口座です。「後見制度支援預金」の概要は、下記のとおりです。

記

1. 名 称 / 後見制度支援預金
2. 取 扱 開 始 / 平成 30 年 4 月 2 日(月)
3. 利用対象者 / 家庭裁判所にて後見開始(成年後見及び未成年後見)の審判及び、
家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方

【対象の家庭裁判所】	
房総信用組合	千葉家庭裁判所一宮支部、同館山支部、同八日市場支部
銚子商工信用組合	千葉家庭裁判所、同佐倉支部、同松戸支部、 同八日市場支部、同佐原支部
君津信用組合	千葉家庭裁判所、同木更津支部、同館山支部

4. 主な特徴 /
 - ・日常的な金銭管理に必要な預金口座とは別に、家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行いますので、財産を安全確実に保護することができます。
 - ・本預金は普通預金として取り扱います。但し、本預金の性質上、キャッシュカードはご利用いただけません。またインターネットバンキングやテレホンバンキングサービス、年金受取や公共料金支払等の各種付帯サービスもご利用いただけません。
 - ・金利は、店頭表示の普通預金金利に 0.05% 上乘せいたします。
 - ・取扱いにあたり、手数料等の負担はありません。

5. 取扱信用組合 /

房総信用組合	(本店：茂原市)	全 14 店舗
銚子商工信用組合	(本店：銚子市)	全 22 店舗
君津信用組合	(本店：木更津市)	全 15 店舗

以 上